

# 遺言書講座

1

講師：アイリス仙台法律事務所

代表弁護士 関野 純

# 第1 遺言を残す理由

## 1 『争続』を防ぐ

※ささやかな額でも子供は期待

※遺言がないと紛争理由は多岐にわたる（後述）

## 2 相続人の事情に応じて相続させる

※経営者の場合、自社株式を後継者に集中

※自宅は妻に単独相続

## 第2 遺言書の基本 = 代表的な2つの遺言の特徴 =

### 1 自筆証書遺言

長所 ・ ・ 内容や存在を秘密にできる

短所 ・ ・ 保管の問題（紛失や偽造、死後未発見）

検認手続き（家庭裁判所）が必要

厳格な要件あり

### 2 公正証書遺言（公証役場で作成）

長所 ・ ・ 自筆証書遺言の短所をカバー

短所 ・ ・ 作成のたびに費用がかかる

立会人（証人）が必要

## 第3 自筆証書遺言の作成

### 1 ルール

- ①全文自筆 パソコンやワープロは使えない
- ②署名（通称は避け、戸籍上のものを）  
押印（実印・認印）  
作成日（年月日による表記で、「吉日」は不可）
- ③訂正方法  
⇒変更する場所を指示して、変更したことを明記して別途署名し、変更箇所を押印する

## 2 財産の記載方法

### (1) 不動産

登記簿（全部事項証明書）の情報に基づき記載

▶ 都市部では住居表示と登記上の地番が異なるので注意

(土地) ①所在 ②地番 ③地目 ④地積

(家屋) ①所在 ②家屋番号 ③種類 ④構造 ⑤床面積

### (2) 預貯金

口座ごとに ①金融機関 ②支店 ③種類（普通、定期）  
④口座番号 ⑤名義で特定

### (3) 自動車

自動車を特定するための車検証上の主要な情報を記載。

①登録番号 ②車台番号 ③車名 ④型式

### (4) 動産（登録制度がないもの）

- ▶ 記載方法にきまりはないが、同種の商品と区別が容易な記載が望ましい。
- ▶ 「貸金庫内の貴金属」など場所で特定する方法もある。

## 第4 遺言の中身

まず、誰に、何を相続（遺贈）させたいか、を考える

### 1 自宅を妻に相続させる

(例) 遺言者の妻である海野フネ（昭和X年×月×日生）に、以下の財産を相続させる。

- 1 土地の表示
- 2 建物の表示
- 3 家屋内にある家具・家電等の動産一切

### 2 相続割合を変更する

「妻により手厚く、長男には少し多めに残してあげたい」

(例) 遺言者は、次のとおり、相続分を指定する。

妻：5分の3 長男：5分の1 長女と次女：各々10分の1

### 3 全ての遺産を一人に相続させる

(例) 遺言者の長男である〇〇に全ての遺産を相続させる

※ 遺留分（相続人に最低限保証される遺産の割合のこと）の問題があるが、実際に権利を行使するかどうかは、各相続人の判断に委ねられる。

### 4 相続や遺贈に条件や負担を付ける

- ➡ 受遺者らに一定の法律上の義務を負担させる相続の指定や遺贈
- ➡ 与える利益とのバランスを考えて慎重に

(例)

- 1 自宅を相続させることの負担として、住宅ローンを返済させる
- 2 葬儀の実施や葬儀費用の負担



## 5 付言事項

- 相続の指定と関係ないことも記載して差し支えない
- 遺言書の効力には影響を及ぼさない
- 遺言者の考え（どうして、このような遺言を書いたのか）や葬儀の方法、献体の希望を記すことが多い
- 紛争予防に役立つことが期待される

## 6 遺言執行者を指定する

### (1) 遺言執行者とは

遺言の内容を実現（執行）する人

### (2) 指定するのが望ましいケース

#### ①第三者に遺贈する場合

※不動産の名義変更をするには相続人全員の協力が必要

遺言執行者がいれば、遺言執行者が単独で手続き可

#### ②負担付の遺贈・相続をする場合の監督者になる

#### ③財産の種類が多い場合

※預金の解約や相続登記手続きを遺言執行者が単独でできる場合が多く、相続人の負担が軽減される

### (3) 権限及び責任

相続財産の保存・管理行為、遺言に基づく売却・換価処分、  
遺言執行への妨害行為の排除  
財産目録の作成、善管注意義務

### (4) 適任者

- ➡ 資格はない（相続人から選んでもいい）
- ➡ 確実性・中立性・安心を重視するなら弁護士に依頼する

- 7 相続指定していた者が自分より先に亡くなったときに備える**  
子が自分よりも先に亡くなってしまった場合、その子に対する相続の指定はどうか？孫が受け継ぐのか？
- 8 相続人の一人に特別な生前贈与（特別受益）をしていた場合**  
受益者は、遺産を「前取り」しているものとみなされる（持戻し）  
何がどこまで特別受益にあたるのか熾烈な紛争の種になることが多い  
遺言では、持戻し免除との意思を残しておけば、生前贈与を特別受益として考慮せずに相続を行うことになる
- 9 無制限ではない**  
公序良俗に違反する内容は無効  
例：犯罪行為の実現を負担とする遺贈

## 第5 最後に＝専門家（弁護士）関与の必要性＝

- 「誰に何を残す」で解決しない問題がある。
- 遺言を作成してから亡くなるまでの間（数年～数十年）に「不測の事態」が起こることを「予測」「検討」し、「対策」を含めた「質の高い」遺言を作成するには、相続専門家による「ヒアリング」（家族関係、相続分・遺留分、財産の種類、収益性、理由）を踏まえた、遺言内容の「設計」が必要（「オーダーメイド型遺言」）。
- それでも対処が難しい場合は、書き換えの可能性も踏まえて、信頼できる専門家と繋がりを持つこと。

- 本日はお忙しい中、お集まりいただき、また、ご清聴いただき、ありがとうございました。